



浦臼町特定不妊治療費助成事業のご案内

浦臼町では、特定不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減と、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、特定不妊治療費助成事業を実施しています。

対象となる治療内容

- ・対象となるもの ... 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- ・対象外となるもの ... 夫婦以外の第三者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療、代理母、借り腹によるもの、卵胞が発育しない又は排卵終了のため治療中止した場合、採卵準備中体調不良等により治療を中止した場合

対象者

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師の判断に基づき治療を受けている方のうち、次の1～5までの全ての要件に該当する方です。

1. 夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた方
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない方
5. 特定不妊治療に関して他の市町村から同様の給付を受けていない夫婦

助成額・助成回数

1組の夫婦に対して、1回の治療につき最大30万円、通算6回まで助成します。

ただし、1回にかかった治療費から北海道特定不妊治療費助成事業で受けた助成金を除いた額が30万円に満たない場合はその額を上限として助成します。

申請の流れ

1. 北海道特定不妊治療費助成事業の該当・浦臼町特定不妊治療費助成事業の両方を申請する方

北海道特定不妊治療費助成事業の該当要件

1. 実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
2. 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者（札幌市、旭川市及び函館市を除く）
3. 法律上の婚姻をしていること
4. 夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満であること
5. 知事が指定した医療機関で治療したこと

申請の流れ

- (1) 北海道の指定医療機関（別紙）で治療を受けます。
- (2) 北海道立保健所へ申請をします。
- (3) 認定されると北海道から特定不妊治療費の助成を受けられます。
- (4) 浦臼町へ申請をします。（北海道が交付決定した日から1か月以内）
- (5) 認定されると浦臼町から特定不妊治療費の助成を受けられます。

申請に必要な物

浦臼町特定不妊治療費助成事業申請書

北海道特定不妊治療費助成事業受診等証明書

治療に係る領収書

北海道特定不妊治療費助成事業の助成決定指令書の写し

戸籍謄本（発行から3か月以内のもの）

夫婦2人とも浦臼町に住民登録を有する方は提出不要です。

住民票

（世帯全員分の記載事項の省略（個人番号を除く）をしていない発行日から3か月以内のもの）

振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの

印鑑

については窓口にて記載して頂き、については町より保健所へ提出を依頼します。

北海道特定不妊治療費助成事業を申請する際に必要な書類は、北海道特定不妊治療費助成事業のご案内をご覧ください。

2. 浦臼町特定不妊治療費助成事業のみ申請する方

申請の流れ

- (1) 北海道特定不妊治療費助成事業指定医療機関名簿（別紙）に掲載されている医療機関で治療を受けます。
- (2) 医療機関へ浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書の記載を依頼します。
浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書は浦臼町保健センター窓口で発行しています。
- (4) 申請に必要な書類と物を持参し、浦臼町へ申請をします。
治療が終了した日の翌日から60日以内
- (5) 認定されると浦臼町から特定不妊治療費の助成を受けられます。

申請に必要な物

浦臼町特定不妊治療費助成事業申請書

浦臼町特定不妊治療費助成事業受診等証明書

治療に係る領収書

戸籍謄本（発行から3か月以内のもの）

夫婦2人とも浦臼町に住民登録を有する方は提出不要です。

住民票

（世帯全員分の記載事項の省略（個人番号を除く）をしていない発行日から3か月以内のもの）

振込先金融機関の名称及び口座番号等がわかるもの

印鑑

については窓口にて記載して頂きます。

【お問い合わせ】

浦臼町保健センター内子育て世代包括支援センター（子育て支援係）電話 0125-69-2100

通算助成回数早見表

北海道特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師の判断に基づき治療を受けている方のうち、次の1～5までの全ての要件に該当する方

1. 実際に特定不妊治療を受けた治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
2. 夫婦のいずれかが道内に住所を有する者（札幌市、旭川市及び函館市を除く）
3. 法律上の婚姻をしていること
4. 夫及び妻の前年の所得の合計が730万円未満であること
5. 知事が指定した医療機関で治療したこと

浦臼町特定不妊治療費助成事業

特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師の判断に基づき治療を受けている方のうち、次の1～5までの全ての要件に該当する方

1. 夫婦のいずれかが浦臼町に住民登録を有し、かつ1年以上経過している方
2. 法律上の婚姻をしていること
3. 北海道知事及び準ずる機関が指定する医療機関において治療を受けた者方
4. 夫及び妻にかかる町税及び使用料等の滞納のない方
5. 特定不妊治療に関して他の市町村から同様の給付を受けていない夫婦

助成を受ける際の治療開始時の年齢

40歳未満

40歳以上
43歳未満

43歳以上

43歳になるまで
通算6回

43歳になるまで
通算3回

助成なし

浦臼町特定不妊治療費助成事業の対象となる方

浦臼町特定不妊治療費助成事業

年齢制限なし 通算6回

詳細は、「北海道特定不妊治療費助成事業のご案内」「浦臼町特定不妊治療費助成事業のご案内」をご覧ください。

助 成 額

北 海 道

初めて治療を受ける方

以下の場合を除く

- ・以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施した場合
- ・採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られない為中止した場合

採卵を伴う治療

以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療

- ・良い卵が得られないために治療を中止した場合
- ・採卵したが卵が得られない場合

30 万円まで

1 回の治療につき 15 万円まで

1 回の治療につき 7 万 5 千円まで

男 性 不 妊 治 療

なし

あり

- ・精巣内精子回収法
- ・精巣上体精子吸引法
- ・精巣内精子吸引法
- ・経皮的精巣上体精子吸引
(採卵を伴わない治療を除く)

1 回の治療につき 15 万円まで

浦臼町特定不妊治療費助成事業

一組の夫婦に対して 1 回の治療につき最大 30 万円まで助成

注意 北海道特定不妊治療費助成事業で受けた助成金を除いた額が 30 万円に満たない場合はその額を上限として助成します。

詳細は、「北海道特定不妊治療費助成事業のご案内」「浦臼町特定不妊治療費助成事業のご案内」をご覧ください。